

第9回 新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議

議事概要

日 時：令和5年4月17日（月）10:00～12:07

場 所：虎ノ門37森ビル 12階会議室 ※オンライン併用

有識者：【会議室出席】

両宮孝子座長、高山昌茂座長代理、酒井香世子委員、菅野文美委員、溜箭将之委員、永沢裕美子委員、長谷川知子委員、濱口博史委員、黒田かをりオブザーバー

【オンライン出席】

岡野貞彦委員、澁谷雅弘委員、松元暢子委員、松前江里子専門委員

内閣府：井上裕之内閣府審議官、北川修公益法人行政担当室長、高角健志参事官、泉吉顕参事官、中道紘一郎企画官、松本浩典企画官、古谷真良企画官

【議事】

- (1) 「中間報告」に関するアンケート調査結果のヒアリング
- (2) 最終報告に向けた主要論点について

【概要】

- (1) 「中間報告」に関するアンケート調査結果のヒアリング

(公財)公益法人協会から、資料1に沿って、同法人が実施したアンケート調査の結果、本会議の中間報告は、概ね好意的に受け止められている旨の説明があった。

- (2) 最終報告に向けた主要論点について

事務局から、資料3の主要論点ごとの制度改正の具体的な方向性及び資料4の最終報告骨子(素案)について説明を行った。委員からの主な意見は以下のとおり。

<①収支相償原則の見直し>

- ・「中期的に均衡」の定義が運用で変わると混乱するため、法令上具体的に書くべき。
- ・収支相償原則について、現行法の根拠規定である公益認定法第14条を改正するならば、府令、ガイドライン等においても収支相償原則に係る規定を置くべき。
- ・②遊休財産規制の見直しも含め、今回の見直し案では自由度が高まるものと思う。
- ・収支相償は、(公財)公益法人協会のアンケートでも完全撤廃への意見が二分されていることに留意して、不断の見直しを検討すべき。

<③公益認定・変更手続の柔軟化・迅速化>

- ・届出事項とする範囲について、法人が判断できるようにプリンシプルベースで基準を明確にすることに加え、事例を整理して提供していただきたい。
- ・⑥わかりやすい財務情報の開示も含め、できる限り前倒しでの対応に努めるとともに、法人がどのような対応が必要になるのか法施行前からの情報提供も検討いただきたい。

<④合併手続等の柔軟化・迅速化>

- ・プリンシプルベースでの基準の明確化だけでなく、様々な事例・パターンを整理したものを提供してもらいたい。

<⑥わかりやすい財務情報の開示>

- ・中小の法人に大きな負担とならないようにしていただきたい。

<⑦法人機関ガバナンスの充実>

- ・会計監査人の設置義務を、現行の収益1,000億円以上から収益100億円以上としても対象となる法人は限られている。非営利法人は、株主によるチェックがないことから、学校法人や社会福祉法人等、他の法人類型の基準も踏まえて再度検討すべきではないか。
- ・会計監査人の設置義務の範囲について、公益法人は収益を目的とした法人ではないこと、学校法人や社会福祉法人は事業がある程度類型化されており、収入も補助金が多いことには留意すべき。

<⑨公益法人による出資等の資金供給>

- ・長期の検討課題として、現行の他の団体の意思決定に関与することができる株式等の保有制限について、海外の制度も参考に見直してもよいのではないか。
- ・今の時代、営利団体も公益活動を行うことや経営支援となることも含めて検討していく必要があるのではないか。

<その他（スケジュール含む）>

- ・次期システムの運用開始が令和11年度からでは遅い。できるものから前倒しすべき。
- ・新制度が施行された際に、内閣府、都道府県の職員が新制度に即して対応いただけるように、研修や周知をしっかりと行っていただきたい。
- ・インパクト測定・マネジメントの意義はこれまでの会議でも確認してきたところであり、最終報告に、今後の普及の仕方等を盛り込んでいただきたい。
- ・全体として、中間報告を踏まえて具体化がなされており、非常に良い方向性。

等